

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	倉吉市 公営住宅等管理事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、公営住宅等( I 1. ②事務の概要に定める公営住宅等をいいます。)の管理の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

## 公表日

令和6年9月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等管理事務
②事務の概要	<p>倉吉市は、公営住宅法その他の法律及び条例の規定に基づいて公営住宅等を建設し、住宅に困窮している低所得者等に公営住宅等の賃貸を行うことにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。</p> <p>公営住宅法及び特定優良住宅の供給の促進に関する法律並びに倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例及び倉吉市都市再生住宅条例の規定に基づく公営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅及び都市再生住宅(「公営住宅等」といいます。)の管理に関する下記の事務</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 公営住宅等の入居資格確認及び入居者の決定</li><li>2 公営住宅等の住宅使用料決定、敷金決定</li><li>3 住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理</li><li>4 入居者の収入状況報告の確認</li><li>5 入居者名義変更、同居者の変更管理</li><li>6 公営住宅等の明渡請求</li></ol>
③システムの名称	宛名システム、住宅管理システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)公営住宅入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第1項</li><li>・別表 項番27、52、93</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条、第46条の3</li><li>・番号法第9条第2項</li><li>・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年倉吉市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び番号法第19条第9号(照会)主務省令第2条の表 53の項 76の項 124の項、番号条例別表第1の5及び6の項(提供)実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 Tel 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市建設部建築住宅課 Tel 0858-22-8175

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月29日	I-1-②	<p>倉吉市は、公営住宅法その他の法律及び条例の規定に基づいて公営住宅等を建設し、住宅に困窮している低所得者等に公営住宅等の賃貸を行うことにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。</p> <p>また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に賃貸している。</p> <p>公営住宅法、特定優良住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく公営住宅及び特定公共賃貸住宅(「公営住宅等」といいます。)の管理に関する下記の事務</p> <p>1 公営住宅等の入居資格確認及び入居者の決定 2 公営住宅等の住宅使用料決定、敷金決定 3 住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居者の収入状況報告の確認 5 入居名義変更、同居者の変更管理 6 公営住宅等の明渡請求</p>	<p>倉吉市は、公営住宅法その他の法律及び条例の規定に基づいて公営住宅等を建設し、住宅に困窮している低所得者等に公営住宅等の賃貸を行うことにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。</p> <p>公営住宅法及び特定優良住宅の供給の促進に関する法律並びに倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例及び倉吉市都市再生住宅条例の規定に基づく公営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅、市単独住宅及び都市再生住宅(「公営住宅等」といいます。)の管理に関する下記の事務</p> <p>1 公営住宅等の入居資格確認及び入居者の決定 2 公営住宅等の住宅使用料決定、敷金決定 3 住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居者の収入状況報告の確認 5 入居名義変更、同居者の変更管理</p>	事前	
平成28年9月29日	I-1-③	宛名システム、住宅管理システム	住宅管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー	事前	
平成28年9月29日	I-3	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。番号法)第9条第1項及び別表第1の19、61の2の項</p> <p>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。番号法)第9条第1項及び別表第1の19、61の2の項</p> <p>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</p> <p>・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>	事前	
平成28年9月29日	I-4-②	<p>【特定個人情報の提供】 情報提供は行わない</p> <p>【特定個人情報の照会】 ・番号法 第19条第7号及び別表第2の31の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条</p>	<p>【特定個人情報の提供】 情報提供は行わない</p> <p>【特定個人情報の照会】 ・番号法 第19条第7号及び別表第2の31の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 ・番号法第19条第8号 ・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 表の5、6、7の項 倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第12条、第13条、第14条</p>	事前	
平成28年9月29日	I-5-②	建築住宅課長 山田 晃	建築住宅課長	事後	
令和1年6月26日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月26日	I-4-②	<p>【特定個人情報の提供】 情報提供は行わない</p> <p>【特定個人情報の照会】 ・番号法 第19条第7号及び別表第2の31の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 ・番号法第19条第8号 ・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 表の5、6、7の項 ・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第12条、第13条、第14条</p>	記載なし	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成27年10月22日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成27年9月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月19日	I-1-②	<p>倉吉市は、公営住宅法その他の法律及び条例の規定に基づいて公営住宅等を建設し、住宅に困窮している低所得者等に公営住宅等の賃貸を行うことにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。</p> <p>公営住宅法及び特定優良住宅の供給の促進に関する法律並びに倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例及び倉吉市都市再生住宅条例の規定に基づく公営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅、市単独住宅及び都市再生住宅(「公営住宅等」といいます。)の管理に関する下記の事務</p> <p>1 公営住宅等の入居資格確認及び入居者の決定 2 公営住宅等の住宅使用料決定、敷金決定 3 住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居者の収入状況報告の確認 5 入居名義変更、同居者の変更管理 6 公営住宅等の明渡請求</p>	<p>倉吉市は、公営住宅法その他の法律及び条例の規定に基づいて公営住宅等を建設し、住宅に困窮している低所得者等に公営住宅等の賃貸を行うことにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。</p> <p>公営住宅法及び特定優良住宅の供給の促進に関する法律並びに倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例及び倉吉市都市再生住宅条例の規定に基づく公営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅及び都市再生住宅(「公営住宅等」といいます。)の管理に関する下記の事務</p> <p>1 公営住宅等の入居資格確認及び入居者の決定 2 公営住宅等の住宅使用料決定、敷金決定 3 住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居者の収入状況報告の確認 5 入居名義変更、同居者の変更管理 6 公営住宅等の明渡請求</p>	事後	
令和6年9月2日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項</li> <li>・別表第一 項番19、61の2</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第46条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項</li> <li>・別表 項番27、52、93</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条、第46条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年倉吉市条例第33号。以下「条例」という。)</li> </ul>	事後	
令和6年9月2日	I-4-①	実施しない	実施する	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	記載なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び番号法第19条第9号(照会)主務省令第2条の表 53の項 76の項 124の項、番号条例別表第1の5及び6の項(提供)実施しない	事後	
令和6年9月2日	II-1	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月2日	IV-5	[ ]提供・移転しない 十分である	[○]提供・移転しない	事後	
令和6年9月2日	IV-6(目的外の入手)	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手) 十分である	事後	